

次に、水俣病問題についてお尋ねします。

公式発見から61年が経過したにもかかわらず、いまだに多数の被害者が救済を求めて裁判に立ち上がるなど、すべての被害者の救済のめどすら立っていない状況が続いています。私もこの間、直接患者さんからお話を伺ってまいりましたが、手足の感覚がない、カラス曲がりで眠れない、一日中耳鳴りがする、まっすぐ歩くことができないなど、深刻な健康被害の訴えに胸が痛みました。仕事が長続きせず、もう生きていても仕方がないといった絶望感を口にされる方もおられました。彼らはただ、汚染されていることも知らず不知火海の魚を食べていただけの人々であります。国やチッソや熊本県が、早期に対策をとってさえいれば、こんなに被害が広がることはなかった被害者であります。

一向に解決の道筋が見えてこない最大の原因は、特措法で明記された、不知火海沿岸住民を対象にした健康調査が、いまだに実施されていないなど、被害の実態に向き合おうとしない国・県の姿勢にあります。2012年6月議会で蒲島知事は、当時の日本共産党松岡徹県議から、県は国とともに健康調査に取り組むべきだ、との質問に答え、以下のように答弁しています。特措法で、調査について県は国に協力することが盛り込まれた。国は本年2月、調査研究にかかる手法開発の検討を今年度からおこなう事を発表した。県が行った専門家による検討結果は国にも提供しており、国の検討において一つの資料となるのではないかと考えている。今後、県としては国の検討結果を注視していきたい。とのお返答であります。

ところがその後、国は依然として手法を研究中との一言で片付けて、健康調査への見通しが全く示されないまま5年という年月が経過しております。私も過去2回、一般質問および質疑の機会の水俣病問題を取り上げましたが、蒲島知事の住民調査に対するご回答は「住民の健康調査については、国が実施し、県はそれに協力することとされている。調査内容については専門的な検討が必要であることから、本県独自の実施は難しいが、地元の様々な考え方については国に伝えていく、というものであります。5年前のご答弁から何もやられてないのかな、としか感じられません。今なお約1,500人もの方々が裁判にまで立ち上がって救済を求めなければならない事態が続いていることに、県は加害者の一員としてなおの事心を痛め、特措法で健康調査の実施が明記されてから8年が経過してなお実施しない国に強く抗議し、直談判をおこなってでも調査の実施を求めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お尋ねします。

<切り返し>

知事が答弁されたとおり、最高裁判決を受けて確かに熊本県は住民健康調査の実施に向けて動きを作ろうとしました。平成16年11月、熊本県は今後の水俣病対策についてという冊子を作成し、この中で八代海（不知火海）沿岸地域の住民等の健康調査についての実施案を提案しています。八代海沿岸地域に居住歴があるもの約47万人を対象とし、方法はアンケート調査および医師による健診。見込み経費は8億7千300万円。実施主体は国と県とされています。しかし蒲島知事、それは潮谷県政の下で提案されたことであって、問題はそれから12年半も経過してしまっている事でもあります。

いったい県はいつまで、健康調査の手法を研究中という言い逃れで被害の実態に向き合おうとしない国の姿勢を追認し続けるつもりなのでしょうか。民間の医師団が、対象地域外に住む住民の悉皆調査なども含め健診活動を進めておられますが、昨年一万人分のデータを分析した結果、救済対象となっていない年代や地域の住民の中にも、感覚障害など水俣病特有の症状が多く現れていることが明らかになりました。しかしそうした分析結果について問われた環境省は、健診の手法や記録を確認しておらず、分析を評価するのは困難だとして口をつぐんでいます。なぜ問い合わせるくらいのことさえもやらないのでしょうか。知事、極めて不誠実な、不真面目な対応だと思われませんか。本気で国は健康調査を実施しようとするのであれば、民間医師団がどのような手法で検診を行なっているのか、聞いて見たらいいではありませんか。もし手法に不手際があると言いたいのだったら、じゃあ国が自らやって見せたらいいではありませんか。先月、水俣病公式確認から61年に当たり、熊日新聞が「国の消極姿勢が目には余る」と題する社説を掲載しました。私はそういう国の姿勢を事実上追認している熊本県も同罪だと感じています。そうでないとおっしゃるのであれば、私は知事がぜひ国を動かし、水俣病解決に向けての住民健康調査を実現していただきたいということを申し上げ、最後の質問に移ります。